

第2章 労働争議の調整

(注) 本章では、第2編で扱う特定独立行政法人等を含むものを「全労委」、含まないものを「特定独立行政法人等を除く」と表示し区別した。

第1節 労働争議調整の概況

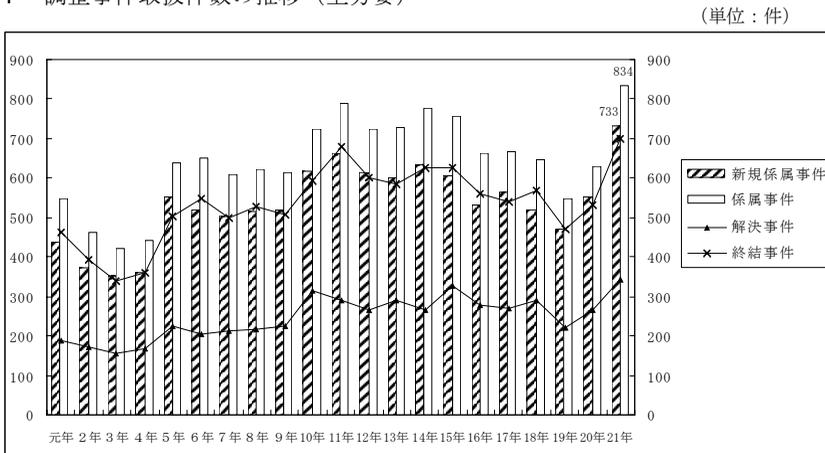
1 労働争議調整事件の係属状況

(1) 概況

21年に係属した労働争議調整事件数（特定独立行政法人等を除く。）は831件で、このうち20年から繰越されたものは101件、新規に係属したものは730件であった（第18表参照）。

また、21年に中労委が取り扱った特定独立行政法人等事件を含めると、全労委に係属した労働争議調整事件数は834件、新規に係属したものは733件であった（図1、巻末統計表第12表参照）。

図1 調整事件取扱件数の推移（全労委）



第18表 労委別労働争議調整事件係属件数及び終結件数(特定独立行政法人等を除く)

状況	21年(単位:件)										次年 繰越	
	前年 繰越	係属件数				計	終結件数					
		新 あっせん	調停	仲裁	規 計		取下	解決 裁定	不調 打切	移管		計
北海道	5	36			36	41	5	19	14		38	3
青森	1	8			8	9	1	5	3		6	9
岩手		2			2	2			1		1	1
宮城	1	6	1		7	8		3	3		6	2
秋田		4			4	4		1	1		2	2
山形	1	7			7	8	1	3	3		7	1
福島		5			5	5		3	2		5	
茨城		4			4	4		2	1		3	1
栃木		12			12	12	6	2	1		9	3
群馬		6			6	6	1	3	2		6	
埼玉	6	26			26	32	2	15	6		23	9
千葉		14			14	14	1	9	3		13	1
東京都	37	209			209	246	26	107	53		186	60
神奈川県	4	39			39	43	11	20	11		42	1
新潟		2			2	2			1		1	1
山梨		3			3	3	2		1		3	
長野	1	10	1		11	12	1	6	4		11	1
静岡	5	14	2		16	21	2	8	11		21	
富山		3			3	3	2		1		3	
石川	1	4			4	5	4				4	1
福井	1	2			2	3	1	1	1		3	
岐阜		2			2	2		1			1	1
愛知	4	39			39	43	3	13	25		41	2
三重	1	14			14	15	3	2	6		11	4
滋賀	2	8			8	10	2	3	4		9	1
京都	3	21			21	24	1	15	5		21	3
大阪	8	68			68	76	23	24	20		67	9
兵庫	3	34			34	37	5	9	21		35	2
奈良	2	6			6	8	1	3	1		5	3
和歌山	1	3			3	4		2	2		4	
鳥取		3			3	3		2			2	1
島根		3			3	3	1	1	1		3	
岡山	1	7			7	8	2	2	3		7	1
広島	3	7			7	10		7	1		8	2
山口	1	4			4	5	2	1	1		4	1
徳島		5			5	5	1	2	1		4	1
香川		2			2	2		2			2	
愛媛		8	1		9	9	1	4	2		7	2
高知	1	9			9	10	2	6	1		9	1
福岡	5	18			18	23	2	9	9		20	3
佐賀		1			1	1			1		1	
長崎		3			3	3		2			2	1
熊本		10			10	10		4	3		7	3
大分	1	3			3	4	2	2			4	
宮崎		2			2	2	1				1	1
鹿児島	1	1	14		15	16	1	10	5		16	
沖縄		9			9	9	2	2	1		5	4
都道府県計	100	706	19		725	825	121	335	236		692	133
中労委	1		5		5	6		5	1		6	
合計	101 (1)	706	24 (5)		730 (5)	831 (6)	121	340 (5)	237 (1)		698 (6)	133
前同	79	542 (7)	4		546 (7)	625 (7)	85	260 (6)	179		524 (6)	101 (1)
前同	22 (1)	164 (-7)	20 (5)		184 (-2)	206 (-1)	36	80 (-1)	58 (1)		174	32 (-1)

(注) ()内は中労委取扱件数で内数。

(2) 新規係属事件数及び対象労働者数

新規係属事件数は730件で、20年に比べ184件の増加となった。これを中労委・都道府県労委別にみると、中労委では5件で2件の減少、都道府県労委では725件で186件の増加であった（第18、19表参照）。

他方、新規係属事件の対象となった労働者数は46万8千人で、20年より15万6千人増加した（第19表参照）。

第19表 新規係属事件数及び対象労働者数（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件、千人）

年	中労委＋都道府県労委		中 労 委		都道府県労委	
	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数
17	559	450	5	24	554	426
18	518	291	3	14	515	277
19	468	270	2	1	466	269
20	546	312	7	19	539	293
21	730	468	5	9	725	460

(3) 調整方法別新規係属状況

新規係属事件を調整方法別にみると、あっせん706件・96.7%（20年542件・99.3%）、調停24件・3.3%（同4件・0.7%）、仲裁0件・0.0%（同0件・0.0%）となっている（第18表参照）。

(4) 適用法規別新規係属状況

全労委の新規係属事件を適用法規別にみると、730件が労働関係調整法（労調法）に基づくもの、3件が特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（特労法）に基づくものであった（第20表参照）。

(5) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働組合からの申請が667件・91.4%（20年502件・91.9%）、使用者からの申請が61件・8.3%（同44件・8.1%）、労使双方からの申請が2件・0.3%（同0件・0.0%）であった（第21表参照）。

第20表 調整区分及び適用法規別新規係属事件数（全労委）

（単位：件）

区 分	新 規 係 属 事 件			
	計	労 調 法	地公労法	特 労 法
合 計	733(8)	730(5)		3(3)
あ っ せ ん	707(1)	706		1(1)
調 停	26(7)	24(5)		2(2)
仲 裁				

（注）（ ）内は中労委取扱件数で内数。

第21表 開始事由別新規係属事件数の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

開始事由 年	労側申請		使側申請		双方申請		職 権		計	
	17年	531	95.0%	25	4.5%	3	0.5%	0	0.0%	559
18年	481	92.9%	34	6.6%	3	0.6%	0	0.0%	518	100.0%
19年	432	92.3%	33	7.1%	3	0.6%	0	0.0%	468	100.0%
20年	502	91.9%	44	8.1%	0	0.0%	0	0.0%	546	100.0%
21年	667	91.4%	61	8.3%	2	0.3%	0	0.0%	730	100.0%

（注）労側申請：労働組合からの申請

使側申請：使用者からの申請

（6）都道府県別新規係属状況

新規係属事件を都道府県労委別にみると、東京が209件・28.6%（20年145件・26.6%）で最も多く、以下、大阪68件・9.3%（同44件・8.1%）、愛知39件・5.3%（同31件・5.7%）、神奈川39件・5.3%（同20件・同3.7%）、北海道36件・4.9%（同27件・4.9%）と続いている（第18表参照）。

（7）集団事件及び統一事件の新規係属状況

集団事件及び統一事件の新規係属状況をみると、集団事件（手続上各企業ごとに1件と数えられるが、実質的には1件としてみる事ができるもの）は7グループ33件

(20年5グループ11件)、統一事件(2企業以上にわたる争議ではあるが、手続上1件として数えるもの)は0件(同0件)であった(第22表参照)。

第22表 新規係属事件における集団事件及び統一事件の係属状況

(特定独立行政法人等を除く)

区分	労委	産業	調整事項	件数
集団事件	東京	郵便業	組合承認・組合活動	5
	東京	郵便業	組合承認・組合活動	7
	京都	学校教育業	一時金・団交促進	3
	広島	郵便業	組合承認・組合活動	4
	鹿児島	水運業、機械等修理業、運輸に付帯するサービス業	協約締結・全面改定	5
	鹿児島	水運業、機械等修理業	一時金	4
	鹿児島	水運業、機械等修理業、運輸に付帯するサービス業	一時金	5
		小計		33
統一事件	なし			0
		合計		33

(注1) 集団事件とは、手続上各企業ごとに1件と数えられるが、実質的には1件としてみるができるもの。

(注2) 統一事件とは、2企業以上にわたる争議であるが、手続上1件として数えるもの。

2 調整事件における関係当事者の特徴

(1) 産業別新規係属状況

新規係属事件を産業大分類別にみると、運輸業・郵便業が144件・19.7% (運輸業の20年は、81件・14.8%) で最も多く、以下、製造業が106件・14.5% (同79件・14.5%)、サービス業が93件・12.7% (同104件・19.0%)、教育・学習支援業(自

自動車教習所を含む)が86件・11.8%(同65件・11.9%)、卸売業・小売業が64件・8.8%(同43件・7.9%)、医療・福祉が58件・7.9%(同65件・11.9%)と続いている(第23-1表参照)。

なお、全労委の新規係属事件を産業大分類別にみると、運輸業・郵便業が144件・19.6%、製造業が108件・14.7%、サービス業が93件・12.7%、教育・学習支援業(自動車教習所を含む)が86件・11.7%、医療・福祉が59件・8.0%、となっている(第23-2表参照)。また、これを産業中分類別にみると、道路貨物運送業が55件・7.5%、職業紹介・労働者派遣業が41件・5.6%、郵便業が31件・4.2%、医療業が29件・4.0%、その他の事業サービス業が28件・3.8%となっている(巻末統計表第15表参照)。

第23-1表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移(特定独立行政法人等除く)

(単位:件)

	17年		18年		19年		20年	
全 産 業	559	100.0%	518	100.0%	468	100.0%	546	100.0%
農 林 漁 業 , 釀 業	0	0.0%	2	0.4%	3	0.6%	1	0.2%
建 設 業	19	3.4%	9	1.7%	20	4.3%	9	1.6%
製 造 業	73	13.1%	74	14.3%	62	13.2%	79	14.5%
電 気 ・ ガ ス 熱供給・水道業	4	0.7%	2	0.4%	3	0.6%	0	0.0%
情 報 通 信 業	24	4.3%	31	6.0%	22	4.7%	26	4.8%
運 輸 業	82	14.7%	78	15.1%	59	12.6%	81	14.8%
卸 売 ・ 小 売 業	47	8.4%	30	5.8%	37	7.9%	43	7.9%
金 融 ・ 保 険 業	13	2.3%	7	1.4%	3	0.6%	8	1.5%
不 動 産 業	6	1.1%	7	1.4%	2	0.4%	7	1.3%
飲 食 店 , 宿 泊 業	16	2.9%	10	1.9%	16	3.4%	18	3.3%
医 療 , 福 祉	84	15.0%	70	13.5%	68	14.5%	65	11.9%
教 育 , 学 習 支 援 事 業	71	12.7%	71	13.7%	58	12.4%	65	11.9%
複 合 サ ー ビ ス 事 業	7	1.3%	8	1.5%	3	0.6%	24	4.4%
サ ー ビ ス 業	91	16.3%	91	17.6%	96	20.5%	104	19.0%
公 務	22	3.9%	28	5.4%	16	3.4%	13	2.4%
分 類 不 能	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.5%

(注) 21年1月より業種分類が変更された。

	21年	
全 産 業	730	100.0%
農 林 漁 業 , 釀 業 , 採石業, 砂利採取業	1	0.1%
建 設 業	27	3.7%
製 造 業	106	14.5%
電 気 ・ ガ ス 熱供給・水道業	4	0.5%
情 報 通 信 業	46	6.3%
運 輸 業 , 郵 便 業	144	19.7%
卸 売 業 , 小 売 業	64	8.8%
金 融 業 , 保 険 業	7	1.0%
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	13	1.8%
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	19	2.6%
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業 , 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	31	4.2%
教 育 , 学 習 支 援 業	86	11.8%
医 療 , 福 祉	58	7.9%
複 合 サ ー ビ ス 事 業	6	0.8%
サ ー ビ ス 業	93	12.7%
公 務	13	1.8%
分 類 不 能	2	0.4%

第23-2表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（全労委）

（単位：件）

産業	年			
	17年	18年	19年	20年
全産業	564	521	472	552
製造業	73	74	62	81
運輸業	82	78	59	81
医療、福祉	87	72	70	69
教育、学習支援業 (自動車教習所を含む)	71	71	58	65
サービス業	91	91	96	104
その他の産業	160	135	127	152

産業	年	
	21年	
全産業	733	100.0%
製造業	108	14.7%
運輸業、郵便業	144	19.6%
医療、福祉	59	8.0%
教育、学習支援業 (自動車教習所を含む)	86	11.7%
サービス業	93	12.7%
その他の産業	243	33.2%

（注）平成21年1月より業種分類が変更された。

（2）組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属状況

新規係属事件を組合員数規模別にみると、99人以下が319件・43.7%（20年222件・40.7%）、100人以上499人以下が221件・30.3%（同175件・32.1%）、500人以上4,999人以下が181件・24.8%（同137件・25.1%）、5,000人以上が7件・1.0%（同8件・1.5%）、不明2件・0.3%（同4件・0.7%）であった（第24-1表参照）。従業員数規模別にみると、99人以下が374件・51.2%（20年267件・48.9%）、100人以上499人以下が203件・27.8%（同147件・26.9%）、500人以上4,999人以下が112件・15.3%（同98件・17.9%）、5,000人以上が35件・4.8%（同29件・5.3%）、不明6件・0.8%（同5件・0.9%）であった（第24-1表参照）。

なお、全労委の新規係属事件を組合員数規模別にみると、99人以下が319件・43.5%、100人以上499人以下が222件・30.3%、500人以上4,999人以下が183件・25.0%、5,000人以上が7件・1.0%、不明2件・0.3%であった（第24-2表参照）。全労委の新規係属事件を従業員数規模別でみると、99人以下が374件・51.0%、100人以上499人以下が203件・27.7%、500人以上4,999人以下が115件・15.7%、5,000人以上が35件・4.8%、不明6件・0.8%であった（第24-2表参照）。

第24-1表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数
(特定独立行政法人等除く)
(単位：件)

年	規模	30人未満		30～99人		100～299人		300～499人		500～999人		1,000～4,999人		5,000人以上		不明	合計		
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		人数	割合	
17年	組合員数	128	22.9%	114	20.4%	109	19.5%	53	9.5%	63	11.3%	75	13.4%	17	3.0%	0	0.0%	559	100.0%
	従業員数	149	26.7%	141	25.2%	122	21.8%	47	8.4%	32	5.7%	51	9.1%	17	3.0%	0	0.0%		
18年	組合員数	122	23.6%	124	23.9%	92	17.8%	38	7.3%	71	13.7%	60	11.6%	8	1.5%	3	0.6%	518	100.0%
	従業員数	120	23.2%	126	24.3%	123	23.7%	45	8.7%	45	8.7%	39	7.5%	20	3.9%	0	0.0%		
19年	組合員数	100	21.4%	95	20.3%	109	23.3%	21	4.5%	51	10.9%	82	17.5%	3	0.6%	7	1.5%	468	100.0%
	従業員数	134	28.6%	114	24.4%	97	20.7%	27	5.8%	28	6.0%	45	9.6%	20	4.3%	3	0.6%		
20年	組合員数	102	18.7%	120	22.0%	129	23.6%	46	8.4%	81	14.8%	56	10.3%	8	1.5%	4	0.7%	546	100.0%
	従業員数	140	25.6%	127	23.3%	106	19.4%	41	7.5%	55	10.1%	43	7.9%	29	5.3%	5	0.9%		
21年	組合員数	169	23.2%	150	20.5%	171	23.4%	50	6.8%	92	12.6%	89	12.2%	7	1.0%	2	0.3%	730	100.0%
	従業員数	193	26.4%	181	24.8%	147	20.1%	56	7.7%	50	6.8%	62	8.5%	35	4.8%	6	0.8%		

第24-2表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数（全労委）

(単位：件)

年	規模	30人未満		30～99人		100～299人		300～499人		500～999人		1,000～4,999人		5,000人以上		不明	合計		
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		人数	割合	
16年	組合員数	109	20.5%	107	20.2%	112	21.1%	55	10.4%	71	13.4%	65	12.2%	12	2.3%	0	0.0%	531	100.0%
	従業員数	152	28.6%	153	28.8%	102	19.2%	39	7.3%	28	5.3%	36	6.8%	21	4.0%	0	0.0%		
17年	組合員数	128	22.7%	116	20.6%	109	19.3%	53	9.4%	63	11.2%	76	13.5%	19	3.4%	0	0.0%	564	100.0%
	従業員数	149	26.4%	141	25.0%	123	21.8%	47	8.3%	32	5.7%	51	9.0%	21	3.8%	0	0.0%		
18年	組合員数	122	23.4%	124	23.8%	92	17.7%	38	7.3%	71	13.6%	61	11.7%	10	1.9%	3	0.6%	521	100.0%
	従業員数	120	23.0%	126	24.2%	124	23.8%	45	8.6%	45	8.6%	39	7.5%	22	4.2%	0	0.0%		
19年	組合員数	100	21.2%	97	20.6%	110	23.3%	21	4.4%	51	10.8%	82	17.4%	4	0.8%	7	1.5%	472	100.0%
	従業員数	134	28.4%	114	24.2%	97	20.6%	27	5.7%	29	6.1%	45	9.5%	23	4.9%	3	0.6%		
20年	組合員数	102	18.5%	122	22.1%	130	23.6%	46	8.3%	82	14.9%	57	10.3%	9	1.6%	4	0.7%	552	100.0%
	従業員数	140	25.4%	127	23.0%	107	19.4%	43	7.8%	55	10.0%	45	8.2%	30	5.4%	5	0.9%		
21年	組合員数	169	23.1%	150	20.5%	172	23.5%	50	6.8%	93	12.7%	90	12.3%	7	1.0%	2	0.3%	733	100.0%
	従業員数	193	26.3%	181	24.7%	147	20.1%	56	7.7%	51	7.0%	64	8.7%	35	4.8%	6	0.8%		

(3) 組合系統別新規係属状況

新規係属事件を組合系統別にみると、連合系が198件・27.1%（20年159件・29.1%）、全労連系が265件・36.3%（同193件・35.3%）、その他の上部団体が94件・12.9%（同71件・13.0%）となっている（第25-1表参照）。

第25-1表 組合系統別新規係属事件数の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

年	系統別		連 合		全 労 連		その他の上部団体		上部団体なし	計		
	連	合	連	合	連	合	うち全労協	計		連	合	
17年	190	34.0%	213	38.1%	56	10.0%	24	4.3%	100	17.9%	559	100.0%
18年	184	35.5%	161	31.1%	59	11.4%	17	3.3%	114	22.0%	518	100.0%
19年	156	33.3%	145	31.0%	51	10.9%	16	3.4%	116	24.8%	468	100.0%
20年	159	29.1%	193	35.3%	71	13.0%	22	4.0%	123	22.5%	546	100.0%
21年	198	27.1%	265	36.3%	94	12.9%	39	5.3%	173	23.7%	730	100.0%

組合系統別の状況を全労委でみると、連合系が200件・27.3%、全労連系が266件・36.3%、その他の上部団体が94件・12.8%となっている（第25-2表参照）。

第25-2表 組合系統別新規係属事件数の推移（全労委）

（単位：件）

年	系統別		連 合		全 労 連		その他の上部団体		上部団体なし	計		
	連	合	連	合	連	合	うち全労協	計		連	合	
17年	190	33.7%	217	38.5%	57	10.1%	25	4.4%	100	17.7%	564	100.0%
18年	184	35.3%	164	31.5%	59	11.3%	17	3.3%	114	21.9%	521	100.0%
19年	156	33.1%	147	31.1%	52	11.0%	17	3.6%	117	24.8%	472	100.0%
20年	161	29.2%	196	35.5%	71	12.9%	22	4.0%	124	22.5%	552	100.0%
21年	200	27.3%	266	36.3%	94	12.8%	39	5.3%	173	23.6%	733	100.0%

(4) 合同労組事件の新規係属状況

新規係属事件中、合同労組事件は487件・66.7%（20年375件・68.7%）、このうち駆け込み訴え事件は269件・36.8%（同181件・33.2%）であった。なお、合同労組事件に占める駆け込み訴え事件の割合は55.2%（20年48.3%）と、20年に比べ割合が増加した（第26表参照）。

第26表 新規係属事件における合同労組事件の係属状況

(特定独立行政法人等を除く)

(単位：件)

年	事件	全 事 件	合同労組事件	駆け込み訴え事件
17年		559	333 (59.6%)	165 $\left(\begin{array}{l} 29.5\% \\ 49.5\% \end{array}\right)$
18年		518	305 (58.9%)	131 $\left(\begin{array}{l} 25.3\% \\ 43.0\% \end{array}\right)$
19年		468	305 (65.2%)	143 $\left(\begin{array}{l} 30.6\% \\ 46.9\% \end{array}\right)$
20年		546	375 (68.7%)	181 $\left(\begin{array}{l} 33.2\% \\ 48.3\% \end{array}\right)$
21年		730	487 (66.7%)	269 $\left(\begin{array}{l} 36.8\% \\ 55.2\% \end{array}\right)$

(注1) ここで集計対象とした合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。

「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

(注2) 駆け込み訴え事件とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があった事件。

(注3) ()内は新規係属事件に対する割合

< >内は合同労組事件に対する割合

(5) 調整前例の有無別新規係属状況

新規係属事件を争議調整の前例の有無(同一の両当事者における調整前例の有無)

別にみると、調整の前例があったものは105件・14.4%(20年92件・16.8%)であり、20年と比べると件数は増えたが、割合は減少した(第27-1表参照)。

これを調整事項の関連でみると、前例ありの場合(169項目・20年169項目)は団交促進41項目(同45項目)、経営又は人事15項目(同22項目)など、非経済的事項(83項目・同89項目)にかかる項目が約5割を占めている。前例なしの場合(1,152項目・同839項目)は、団交促進338項目(同246項目)、経営又は人事298項目(同200項目)、組合承認・組合活動58項目(同39項目)など、非経済的事項(771項目・同575項目)にかかる項目が3分の2強を占めている(第27-2表参照)。

第27-1表 新規係属事件における調整前例の有無別係属状況
(特定独立行政法人等を除く)
(単位：件)

年	事件	全事件	調整前例のある事件
17年		559	142 (25.4%)
18年		518	112 (21.6%)
19年		468	103 (22.0%)
20年		546	92 (16.8%)
21年		730	105 (14.4%)

(注) () 内は新規係属事件に対する割合

第27-2表 新規係属事件における調整前例の有無別調整事項構成
(特定独立行政法人等を除く)
(単位：項目)

調整事項	区分	全数		前例あり		前例なし	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
合計		1,321	100.0%	169	100.0%	1152	100.0%
経済的事項		449	34.0%	82	48.6%	367	31.9%
賃金増額		39	3.0%	12	7.1%	27	2.3%
内一時金		76	5.8%	29	17.2%	47	4.1%
内労働時間・休日休暇		44	3.3%	12	7.1%	32	2.8%
その他		290	22.0%	29	17.2%	261	22.7%
非経済的事項		854	64.6%	83	49.1%	771	66.9%
経営又は人事		313	23.7%	15	8.9%	298	25.9%
内団交促進		379	28.7%	41	24.3%	338	29.3%
内組合承認・組合活動		68	5.1%	10	5.9%	58	5.0%
その他		94	7.1%	17	10.1%	77	6.7%
協約締結・全面改定		18	1.4%	4	2.4%	14	1.2%

(6) 併存する組合のある事件の新規係属状況

新規係属事件中、併存する組合のある事件は88件・12.1%（20年85件・15.6%）となり、20年に比べると件数が増加したが、割合は減少した（第28表参照）。

第28表 新規係属事件における併存組合のある事件の係属状況
(特定独立行政法人等を除く)
(単位：件)

年	事件	全事件	併存組合のある事件
17年		559	80 (14.3%)
18年		518	87 (16.8%)
19年		468	51 (10.9%)
20年		546	85 (15.6%)
21年		730	88 (12.1%)

(注1) () 内は新規係属事件に対する割合

(注2) 併存組合のある事件とは、企業内に当事者以外の組合がある場合の事件を言う。

3 調整内容の特徴

(1) 調整事項別新規係属状況

新規係属事件730件（特定独立行政法人等を除く）に係る調整事項数1,321項目（20年1,008項目）のうち、経済的事項が449項目・34.0%（同329項目・32.6%）、非経済的事項が854項目・64.6%（同664項目・65.9%）、協約締結・全面改定が18項目・1.4%（同15項目・1.5%）となっている。20年と比べると、経済的事項は120項目、非経済的事項は190項目、それぞれ増加した（第29-1表参照）。経済的事項の内訳は、一時金76項目・5.8%（20年49項目・4.9%）、労働時間・休日休暇44項目・3.3%（同31項目・3.1%）、賃金増額39項目・3.0%（同32項目・3.2%）であった（第29-1表参照）。また、賃金増額を調整事項に含む新規係属事件は、20年より7件増加し、それらを係属した月ごとにみると、3月、4月に約4割が係属した（第30-1表参照）。非経済的事項の内訳は、団交促進379項目・28.7%（20年291項目・28.9%）、経営又は人事313項目・23.7%（同222項目・22.0%）、組合承認・組合活動68項目・5.1%（同42項目・4.2%）であった（第29-1表参照）。経営又は人事の細分類である解雇又は人員整理を調整事項として含む事件（以下「解雇・人員整理事件」という。）は212件で、20年より71件増加し、それらを係属した月ごとにみると、全体的に20年より多く係属したが、3月、4月、6月、7月は20年より特に多かった（第30-1表参照）。

なお、調整事項別新規係属状況を全労委でみると、新規係属事件733件に係る調整事項数1,324項目のうち、経済的事項が451項目・34.1%、非経済的事項が855項目・64.6%、協約締結・全面改定が18項目・1.4%となっている（第29-2表参照）。また、賃金増額を調整事項に含む新規係属事件は41件で、20年と比べて7件増加し、それらを係属した月ごとにみると、3月、4月に約4割が係属した（第30-2表参照）。非経済的事項の内訳は、団交促進380項目・28.7%、経営又は人事313項目・23.6%、組合承認・組合活動68項目・5.1%であった（第29-2表参照）。解雇・人員整理事件は212件で、20年より71件増加し、それらを係属した月ごとにみると、全体的に比較的多く係属したが、3月、4月、6月、7月は20年に比べて特に多かった（第30-2表参照）。

(2) 新規係属事件1件当たりの平均調整事項数

新規係属事件1事件（特定独立行政法人等を除く）当たりの平均調整事項数は1.81項目（20年1.85項目）であった（第29－1表参照）。

第29－1表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移

（特定独立行政法人等を除く）

（単位：項目）

調整事項	年	17年	18年	19年	20年	21年
合計		986	953	847	1,008	1,321
経済的事項		332	369	305	329	449
賃金増額		35	39	27	32	39
一時金		75	95	54	49	76
労働時間・休日休暇		27	30	35	31	44
その他		195	205	189	217	290
非経済的事項		640	568	527	664	854
経営又は人事		228	192	191	222	313
内 団交促進		313	262	244	291	379
内 組合承認・組合活動		33	40	20	42	68
内 その他		66	74	72	109	94
協約締結・全面改定		14	16	15	15	18
総事件数		559	518	468	546	730
平均調整事項数 （一事件あたり）		1.76	1.84	1.81	1.85	1.81

（注）複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

第29－2表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（全労委）

（単位：項目）

調整事項	年	17年	18年	19年	20年	21年
合計		991(13)	956(6)	851(6)	1014(13)	1324(8)
経済的事項		333(7)	371(4)	306	332(4)	451(7)
賃金増額		35(3)	40(1)	27	34(2)	41(7)
一時金		75	95	54	49	76
労働時間・休日休暇		27	30	35	31	44
その他		196(4)	206(3)	190	218(2)	290
非経済的事項		644(6)	569(1)	531(6)	667(9)	855
経営又は人事		228	192	191	222(1)	313
内 団交促進		317(5)	263(1)	246(4)	294(3)	380(1)
内 組合承認・組合活動		33	40	21(1)	42(5)	68
内 その他		66(1)	74	73(1)	109	94
協約締結・全面改定		14	16(1)	15	15	18
総事件数		564	521	472	552	733
平均調整事項数 （一事件あたり）		1.76	1.83	1.80	1.84	1.81

（注1）複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

（注2）（ ）内は中労委取扱件数で内数。

第30-1表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の年間推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	17年	35	2	0	0	6	2	7	3	2	4	0	3	6
	18年	39	1	0	3	3	4	8	7	4	1	4	2	2
	19年	27	0	1	2	0	5	3	3	5	1	3	1	3
	20年	32	0	2	0	2	4	4	6	2	2	3	2	5
	21年	39	3	0	6	9	2	4	4	4	1	1	4	1
一時金	17年	75	7	4	4	2	0	11	6	5	8	1	6	21
	18年	95	8	6	5	5	4	14	7	10	5	8	8	15
	19年	54	2	3	2	1	1	8	9	4	4	3	3	14
	20年	49	9	1	1	1	1	13	4	3	3	1	0	12
	21年	76	6	2	7	6	1	6	5	14	9	3	8	9
解雇・ 人員整理	17年	124	5	8	17	12	7	15	10	13	10	9	9	9
	18年	106	9	10	14	8	8	6	8	10	7	9	11	6
	19年	112	5	16	10	8	9	2	8	12	11	7	12	12
	20年	141	9	10	11	12	8	5	8	13	14	18	12	21
	21年	212	12	17	22	24	14	23	24	9	18	18	14	17

（注）解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの（調整事項の詳細については巻末統計表第17、18表参照）。

第30-2表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の年間推移（全労委）

（単位：件）

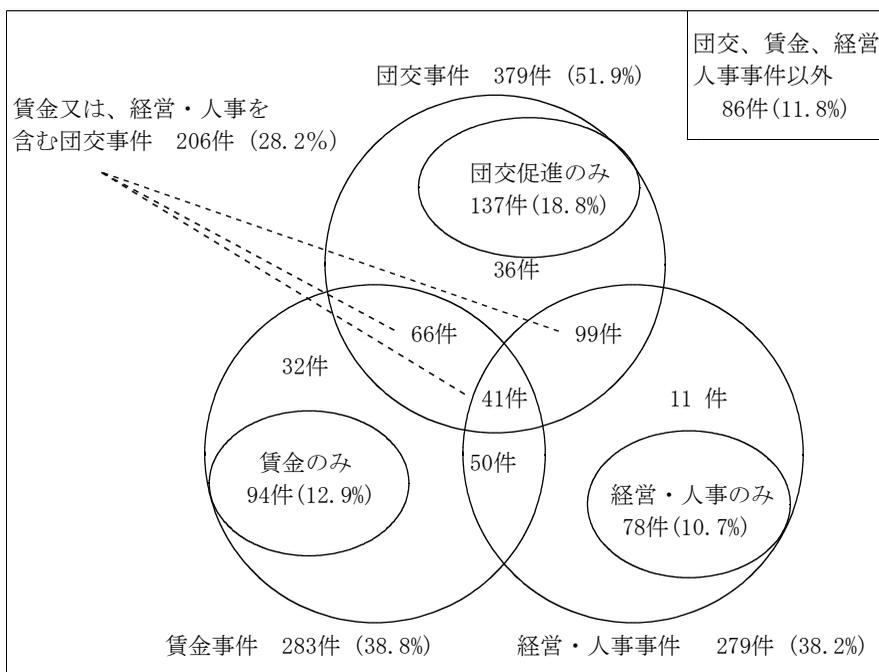
調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	17年	35	2	0	0	6	2	7	3	2	4	0	3	6
	18年	40	1	0	3	3	4	9	7	4	1	4	2	2
	19年	27	0	1	2	0	5	3	3	5	1	3	1	3
	20年	34	0	2	0	4	4	4	6	2	2	3	2	5
	21年	41	3	0	6	9	4	4	4	4	1	1	4	1
一時金	17年	75	7	4	4	2	0	11	6	5	8	1	6	21
	18年	95	8	6	5	5	4	14	7	10	5	8	8	15
	19年	54	2	3	2	1	1	8	9	4	4	3	3	14
	20年	49	9	1	1	1	1	13	4	3	3	1	0	12
	21年	76	6	2	7	6	1	6	5	14	9	3	8	9
解雇・ 人員整理	17年	124	5	8	17	12	7	15	10	13	10	9	9	9
	18年	106	9	10	14	8	8	6	8	10	7	9	11	6
	19年	112	5	16	10	8	9	2	8	12	11	7	12	12
	20年	141	9	10	11	12	8	5	8	13	14	18	12	21
	21年	212	12	17	22	24	14	23	24	9	18	18	14	17

（注）解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの（調整事項の詳細については巻末統計表第17、18表参照）。

(3) 新規係属事件調整事項別事件構成

新規係属事件の調整事項別事件構成については、調整事項に団交促進を含む事件（以下では「団交事件」という。）は、379件・51.9%（20年291件・53.3%）であり、20年と比べ件数は増加したが、割合は減少した。賃金等に関するものを調整事項に含む事件（以下では「賃金事件」という。）は、283件・38.8%（20年195件・35.7%）であり、20年と比べ件数、割合とも増加した。経営又は人事に関するものを調整事項に含む事件（以下では「経営・人事事件」という。）は279件・38.2%（20年200件・36.6%）であり、20年と比べ件数、割合ともに増加した（図2参照）。

図2 新規係属事件調整事項別事件構成（特定独立行政法人等除く） 21年



全事件（特定独立行政法人等除く）は730件

団交事件・・・調整事項に団交促進（v）を含む事件

賃金事件・・・調整事項に賃金等に関するもの（d, e, f, g, h, i）を含む事件

経営・人事事件・・・調整事項に経営又は人事に関するもの（o, p, q, r, s, t）を含む事件

（注）各調整事項の詳細については巻末統計表第17、18表参照。

これらの事件の調整事項の重なりをみると、貸金事件かつ経営・人事事件は91件・12.5%（20年55件・10.1%）、貸金事件かつ団交事件は107件・14.7%（同85件・15.6%）、経営・人事事件かつ団交事件は140件・19.2%（同98件・17.9%）となっている。なお、調整事項に貸金又は経営・人事を含む団交事件は206件（20年156件）であり、団交事件の54.4%（同53.6%）が貸金事件か経営・人事事件に関係している（図2参照）。

(4) 新規係属事件における産業別調整事項

新規係属事件の調整事項の多い上位5つの産業についてみると、運輸業・郵便業が231項目（20年155項目）で最も多く、以下、製造業が172項目（同148項目）、サービス業が171項目（同199項目）、教育・学習支援業（自動車教習所を含む）が145項目（同120項目）、卸売業・小売業が127項目（同87項目）となっている（第31表参照）。

全調整事項に占める経済的事項の割合は、運輸業・郵便業、教育・学習支援業（自動車教習所を含む）、卸売業・小売業で3割台、サービス業と製造業で2割台となっている。非経済的事項の割合は、製造業で7割台、サービス業、卸売業・小売業、教育・学習支援業（自動車教習所を含む）、運輸業・郵便業で6割台となっている。（第31表参照）。

第31表 新規係属事件における産業別調整事項（特定独立行政法人等を除く）
（単位：項目）

調整事項		産業分類		全産業		製造業		運輸業、郵便業		卸売業、小売業		教育、学習支援業 (自動車教習所を含む)		サービス業		その他の産業	
		項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
合計		1,321	100.0%	172	100.0%	231	100.0%	127	100.0%	145	100.0%	171	100.0%	475	100.0%		
経済的事項		449	34.0%	46	26.7%	87	37.7%	42	33.1%	52	35.9%	50	29.2%	172	36.2%		
内 訳	貸金増額	39	3.0%	6	3.5%	6	2.6%	2	1.6%	5	3.4%	1	0.6%	19	4.0%		
	一時金	76	5.8%	8	4.7%	19	8.2%	5	3.9%	17	11.7%	10	5.8%	17	3.6%		
	労働時間・休日休暇	44	3.3%	3	1.7%	10	4.3%	4	3.1%	4	2.8%	3	1.8%	20	4.2%		
	その他	290	22.0%	29	16.9%	52	22.5%	31	24.4%	26	17.9%	36	21.1%	116	24.4%		
非経済的事項		854	64.6%	125	72.7%	139	60.2%	84	66.1%	91	62.8%	118	69.0%	297	62.5%		
内 訳	経営又は人事	313	23.7%	54	31.4%	28	12.1%	32	25.2%	23	15.9%	61	35.7%	115	24.2%		
	団交促進	379	28.7%	54	31.4%	50	21.6%	36	28.3%	56	38.6%	45	26.3%	138	29.1%		
	組合承認・組合活動	68	5.1%	5	2.9%	42	18.2%	2	1.6%	3	2.1%	2	1.2%	14	2.9%		
	その他	94	7.1%	12	7.0%	19	8.2%	14	11.0%	9	6.2%	10	5.8%	30	6.3%		
協約締結・全面改定		18	1.4%	1	0.6%	5	2.2%	1	0.8%	2	1.4%	3	1.8%	6	1.3%		

（注）調整事項の多い上位5つの産業とその他の産業（上位5つ以外のすべての産業）別に記載。

(5) 新規係属事件における組合員数規模別調整事項

新規係属事件の調整事項を組合員数規模別にみると、組合員数99人以下では経済的事項190項目・35.9%（20年136項目・35.8%）、非経済的事項330項目・62.4%（同240項目・63.2%）、100人以上499人以下では経済的事項117項目・30.9%（同100項目・32.2%）、非経済的事項258項目・68.1%（同208項目・66.9%）、500人以上4,999人以下では経済的事項138項目・35.0%（同90項目・30.5%）、非経済的事項252項目・64.0%（同197項目・66.8%）、5,000人以上では経済的事項4項目・23.5%（同1項目・6.7%）、非経済的事項12項目・70.6%（同14項目・93.3%）となっている（第32表、巻末統計表第17表参照）。

第32表 新規係属事件における組合員数規模別調整事項(特定独立行政法人等を除く)

(単位：項目)

組合員数 調整事項		99人以下		100人以上 499人以下		500人以上 4,999人以下		5000人以上		不明		合計	
		項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
合計		529	100.0%	379	100.0%	394	100.0%	17	100.0%	2	100.0%	1,321	100.0%
経済的事項		190	35.9%	117	30.9%	138	35.0%	4	23.5%	0	0.0%	449	34.0%
内 訳	賃金増額	17	3.2%	8	2.1%	14	3.6%	0	0.0%	0	0.0%	39	3.0%
	一時金	43	8.1%	19	5.0%	14	3.6%	0	0.0%	0	0.0%	76	5.8%
	労働時間・休日休暇	17	3.2%	13	3.4%	13	3.3%	1	5.9%	0	0.0%	44	3.3%
	その他	113	21.4%	77	20.3%	97	24.6%	3	17.6%	0	0.0%	290	22.0%
非経済的事項		330	62.4%	258	68.1%	252	64.0%	12	70.6%	2	100.0%	854	64.6%
内 訳	経営又は人事	102	19.3%	104	27.4%	101	25.6%	6	35.3%	0	0.0%	313	23.7%
	団交促進	143	27.0%	111	29.3%	118	29.9%	5	29.4%	2	100.0%	379	28.7%
	組合承認・組合活動	52	9.8%	7	1.8%	8	2.0%	1	5.9%	0	0.0%	68	5.1%
	その他	33	6.2%	36	9.5%	25	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	94	7.1%
協約締結・全面改定		9	1.7%	4	1.1%	4	1.0%	1	5.9%	0	0.0%	18	1.4%

4 あっせん員の構成

新規係属あっせん事件706件（20年542件）のうち、あっせん員の指名がされた658件（同484件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員による構成が403件・61.2%（同284件・58.7%）で最も多く、以下、事務局職員のみが195件・29.6%（同147件・30.4%）、委員及び事務局職員が35件・5.3%（同34件・7.0%）、委員及び事務局職員以外の者が13件・2.0%（同6件・1.2%）、公益委員のみが12件・1.8%（同12件・2.5%）となっている（第33表参照）。

第33表 労働争議新規係属あっせん事件におけるあっせん員の構成
（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

年	合計	委員				委員 + 非委員				非委員			
		三者構成	公益委員み	その他	小計	事務局+職員	委員以外+職の職員者	その他	小計	事務局員	労政職員	その他	小計
17	496	312	3	—	315	30	4	—	34	147	—	—	147
18	455	290	3	2	295	36	5	—	41	119	—	—	119
19	410	265	1	2	268	30	2	—	32	110	—	—	110
20	484	284	12	1	297	34	6	—	40	147	—	—	147
21	658	403	12	—	415	35	13	—	48	195	—	—	195

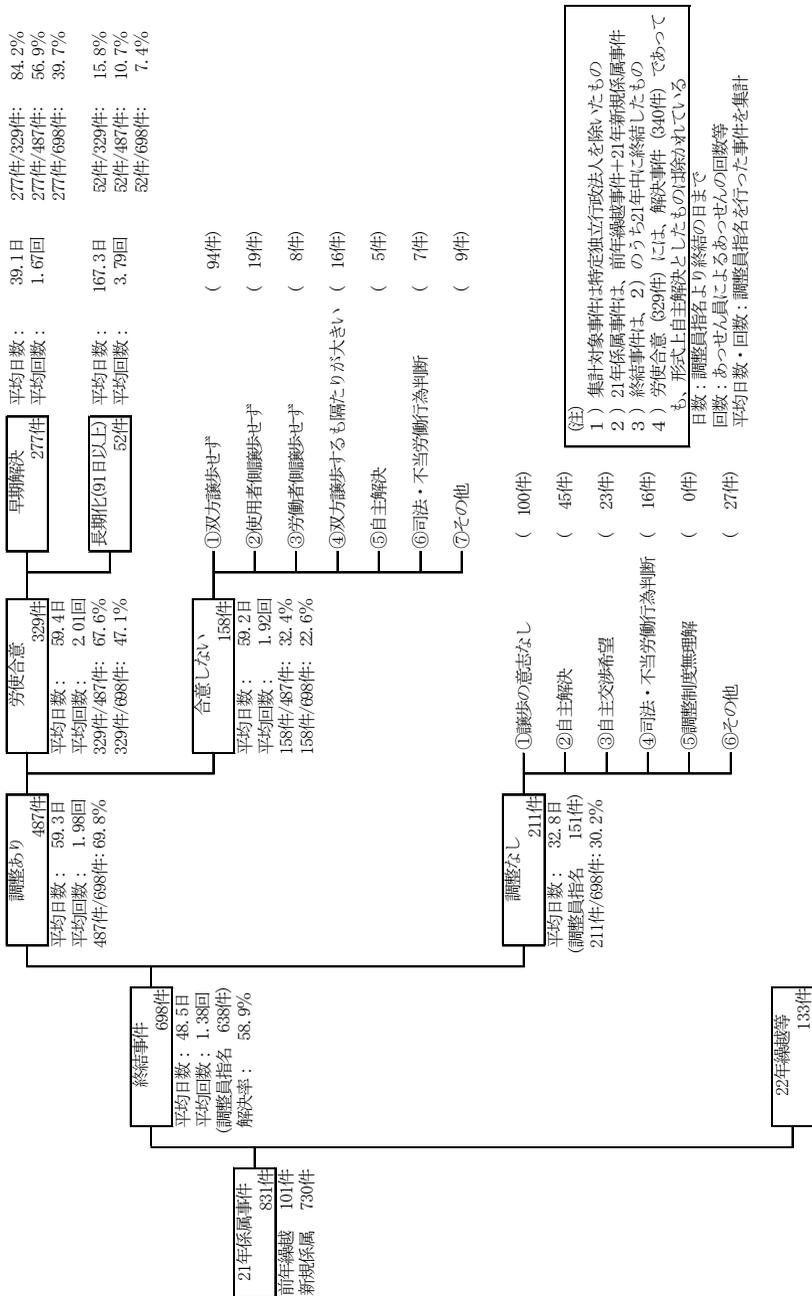
（注）集計対象は、新規係属あっせん事件のうち、平成21年中にあっせん員指名のあったもの。

5 労働争議調整事件の終結

（1）処理状況

21年は20年からの繰越101件を含む831件（20年625件）の係属事件のうち、698件（同524件）が終結し、133件（同101件）が22年に繰り越された。終結した698件のうち、当事者が調整を行うことに同意したもの（「調整あり」）は487件（20年366件）、同意しなかったもの（「調整なし」）は211件（同158件）であった（チャートα参照）。

チャートα 21年係属事件フローチャート (特定独立行政法人を除く)



(注) 集計対象事件は特定独立行政法人を除いたもの
 1) 21年係属事件は、前年繰越事件+21年新規係属事件
 2) 21年係属事件は、前年繰越事件+21年新規係属事件
 3) 最終事件は、2)のうち21年中に終了したもの
 4) 労働合意(329件)には、解決事件(340件)であつても、形式上自主解決としたものも含まれている
 日数：調整員指名より終結の日まで
 回数：あつせん員によるあつせんの回数等
 平均日数・回数：調整員指名を行った事件を集計

(2) 調整を行うことに同意した事件

調整を行った結果、労使の合意を得られたものは329件（20年248件）、合意に至らなかったものは158件（同118件）であった。労使の合意を得られた329件について調整日数（あっせん員、調停委員又は仲裁委員の指名日から終結日までの日数）をみると、84.2%にあたる277件（20年227件）は開始後90日以内に終結し、15.8%にあたる52件（同21件）は開始から終結まで91日以上かかった。平均調整回数をみると、前者では1.67回（20年1.69回）であったのに対し、後者では3.79回（同3.76回）であった。また、合意に至らなかった158件（20年118件）の内訳をみると、労使双方譲歩しなかったものが94件（同73件）と最も多く、以下、使用者側が譲歩しなかったものが19件（同6件）、双方譲歩するも隔たりが大きいものが16件（同18件）、労働者側が譲歩しなかったものが8件（同10件）となっている（チャートα参照）。

(3) 調整を行うことに同意しなかった事件

被申請者が調整を行うことに同意しなかった事件211件（20年158件）の内訳をみると、団交の過程での回答が限度であるなど譲歩の意思がないもの100件（同86件）、自主解決したものの45件（同41件）、自主交渉を続けたいとするもの23件（同17件）、権利義務の確認や不当労働行為性の判断など調整事項について司法判断又は不当労働行為判断を求めたいとするもの16件（同5件）などとなっている（チャートα参照）。

(4) 労使の合意

調整を行った結果、労使の合意が得られた329件（20年248件）以外に、労使間で自主解決したものが50件（同48件）（「合意しない」の⑤の5件＋「調整なし」の②の45件。チャートα参照）あり、これを加えると終結事件の54.3%にあたる379件（同296件・56.5%）で労使合意に至っている。

(5) 解決状況

21年に終結した調整事件698件（20年524件）のうち、取下げ・移管を除く577件（同439件）の解決状況は、解決340件（同260件）、不調・打切り237件（同179件）で、その解決率は58.9%（同59.2%）であった（第34－1表参照）。

これらを中労委・都道府県労委別にみると、都道府県労委は終結した692件（20年

518件)のうち、取下げ・移管を除く571件(同433件)中335件(同254件)が解決し、解決率は58.7%(同58.7%)、中労委は終結した6件(同6件)のうち、取下げを除く6件(同6件)中5件(同6件)が解決し、解決率は83.3%(同100.0%)であった(第34-1表参照)。

また、調整方法別の解決状況を見ると、あっせんは、取下げ・移管120件(20年82件)を除く555件(同438件)中324件(同260件)が解決し、解決率は58.4%(同59.4%)、調停は取下げ1件(同3件)を除く22件(同1件)中16件(同0件)が解決し、解決率は72.7%(同0.0%)であった。なお、仲裁は、0件(20年0件)であった(第35表参照)。

第34-1表 労働争議調整事件解決率の推移(特定独立行政法人等を除く)

(単位：件、%)

年						
		17	18	19	20	21
労委別	事項					
県都 労道 委府	終 結 件 数	530	561	455	518	692
	取下・移管を除く終結件数	392	454	364	433	571
	解 決 件 数	264	285	215	254	335
	解 決 率	67.3	62.8	59.1	58.7	58.7
中 労 委	終 結 件 数	4	4	2	6	6
	取下除く終結件数	3	3	2	6	6
	解 決 件 数	2	1	2	6	5
	解 決 率	66.7	33.3	100.0	100.0	83.3
都道 府県 労委 及び	終 結 件 数	534	565	457	524	698
	取下・移管を除く終結件数	395	457	366	439	577
	解 決 件 数	266	286	217	260	340
	解 決 率	67.3	62.6	59.3	59.2	58.9

(注1) 終結件数、解決件数は、終結年で集計。

(注2) 解決率=解決件数÷取下・移管を除く終結件数

第34-2表 労働争議調整事件解決率の推移（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件、％）

労委別	事項	年				
		17	18	19	20	21
県都 労道 委府	取下・移管を除く終結件数	350	368	316	377	571
	解決件数	237	226	187	222	335
	解決率	67.7	61.4	59.2	58.9	58.7
中 労 委	取下除く終結件数	3	2	2	6	6
	解決件数	2	0	2	6	5
	解決率	66.7	0.0	100.0	100.0	83.3
府及中 県及び 労都 委道委	取下・移管を除く終結件数	353	370	318	383	577
	解決件数	239	226	189	228	341
	解決率	67.7	61.1	59.4	59.5	59.1

（注1）終結件数、解決件数は、開始年で集計。

（注2）解決率＝解決件数÷取下・移管を除く終結件数

第35表 労働争議調整事件の終結状況（特定独立行政法人等を除く）

（単位：件）

労 委	年	あつせん						調停			仲裁			合計							
		取下 移管	あつせん案 提		あつせん案 不 提		小計		取下 件数	調停案 提	調停 解決	取下 件数	裁定	取下 移管 件数	(内) 解決						
			件数	(内) 解決	件数	(内) 解決	A+C	(内) 解決 B+D							E	F	G	H	I	A+ C+ E+H	B+ D+ G+I
中 労 委 及 び 都 道 府 県 労 委	17	139	132	124	260	139	392	263		3	3	3			139	395	266				
	18	107	130	125	324	159	454	284		3	2	2	1		108	457	286				
	19	89	107	100	255	114	362	214	2	4	4	3			91	366	217				
	20	82	126	119	312	141	438	260	3	1	1				85	439	260				
	21	120	151	147	404	177	555	324	1	22	22	16			121	577	340				
中 労 委	17	1			2	2	2	2							1	2	2				
	18	1			3	1	3	1							1	3	1				
	19		2	2			2	2							0	2	2				
	20				6	6	6	6							0	6	6				
	21				1		1		5	5	5				0	6	5				

(6) 平均調整日数

取下げ・移管を除く終結事件は575件(あつせん553件、調停22件)で、平均調整日数は49.3日(あつせん50.4日、調停20.0日)であった(第36-1表参照)。

なお、全労委でみると、取下げ・移管を除く終結事件は578件(あつせん554件、調

停24件)で、平均調整日数は49.2日(あっせん50.5日、調停18.9日)であった(第36-2表参照)。

第36-1表 労働争議調整事件の平均調整期間(特定独立行政法人等を除く)
(単位:件、日)

区分 年	あっせん				調停				仲裁				合計			
	都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委	
	取下 移管を 除く 終結 件数	+	取下 げを 除く 終結 件数	平均 日数	取下 げを 除く 終結 件数	+	取下 げを 除く 終結 件数	平均 日数	取下 げを 除く 終結 件数	+	取下 げを 除く 終結 件数	平均 日数	取下 移管を 除く 終結 件数	+	取下 移管を 除く 終結 件数	平均 日数
17	388	47.8 (34.2)	3	11.3 (11.3)	3	48.0 (30.7)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	391	47.8 (34.2)	3	11.3 (11.3)
18	448	47.1 (34.2)	3	18.0 (18.0)	3	34.0 (34.0)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	451	47.1 (34.2)	3	18.0 (18.0)
19	359	42.9 (36.7)	2	86.5 (61.0)	4	52.8 (32.5)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	363	43.0 (36.6)	2	86.5 (61.0)
20	438	43.7 (33.6)	6	11.5 (11.5)	1	39.0 (39.0)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	439	43.7 (33.6)	6	11.5 (11.5)
21	553	50.4 (36.1)	1	159.0 (61.0)	22	20.0 (20.0)	5	44.0 (44.0)	-	(-)	-	(-)	575	49.3 (35.5)	6	63.1 (46.8)

(注1) 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

(注2) ()内は期間が2ヶ月を越えたものについて61日として計算した。

第36-2表 労働争議調整事件の平均調整期間(全労委)
(単位:件、日)

区分 年	あっせん				調停				仲裁				合計			
	全労委		中労委		全労委		中労委		全労委		中労委		全労委		中労委	
	取下 移管を 除く 終結 件数	+	取下 げを 除く 終結 件数	平均 日数	取下 げを 除く 終結 件数	+	取下 げを 除く 終結 件数	平均 日数	取下 げを 除く 終結 件数	+	取下 げを 除く 終結 件数	平均 日数	取下 移管を 除く 終結 件数	+	取下 移管を 除く 終結 件数	平均 日数
17	393	47.9 (34.3)	8	39.8 (32.5)	3	48.0 (30.7)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	396	47.9 (34.3)	8	39.8 (32.5)
18	452	47.1 (34.2)	7	34.4 (28.0)	4	27.5 (27.5)	1	8.0 (8.0)	-	(-)	-	(-)	456	47.0 (34.2)	8	31.1 (25.5)
19	361	42.8 (36.6)	4	56.3 (43.5)	4	52.8 (32.5)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	365	42.9 (36.6)	4	56.3 (43.5)
20	442	43.7 (33.6)	10	28.1 (20.1)	3	19.3 (19.3)	2	9.5 (9.5)	-	(-)	-	(-)	445	43.6 (33.5)	12	25.0 (18.3)
21	554	50.5 (36.1)	2	119.0 (61.0)	24	18.9 (18.9)	7	33.4 (33.4)	-	(-)	-	(-)	578	49.2 (35.4)	9	52.4 (39.6)

(注1) 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

(注2) ()内は期間が2ヶ月を越えたものについて61日として計算した。

6 その他

(1) 争議行為予告の状況

労働関係調整法第37条に基づく争議行為予告のうち、争議行為が2以上の都道府県にわたるものであるとき、又は全国的に重要な問題にかかるものであるとして、関係

当事者から中労委に通知があったものは147件（20年161件）で、20年より14件減少した。産業別では、航空関係からの争議行為予告が最も多く59件・40.1%（20年82件・50.9%）、以下、医療業の32件・21.8%（同32件・19.9%）、陸上旅客運送業20件・13.6%（同12件・7.5%）などとなっている（第37表参照）。

第37表 争議行為予告通知の事業別件数（中労委）

（単位：件）

事業年	計	陸上旅客運送	航空	道路貨物運送	港湾	電気	ガス	医療	その他
17	164(18)	13(0)	84(17)	12(0)	8(0)	1(0)	0(0)	35(0)	11(1)
18	172(17)	14(0)	90(16)	12(0)	8(0)	1(0)	0(0)	33(0)	14(1)
19	167(22)	16(0)	82(20)	13(1)	8(0)	1(0)	0(0)	31(0)	16(1)
20	161(24)	12(0)	82(21)	11(0)	6(0)	1(0)	0(0)	32(0)	17(3)
21	147(16)	20(0)	59(13)	12(0)	6(0)	1(0)	0(0)	32(0)	17(3)

（注1）（ ）内は使用者からの通知件数で内数。

（注2）陸上旅客運送は、鉄道事業及びバス専業。

（2）労働争議実情調査の状況

労働委員会規則第62条の2に基づき21年に新規に開始した労働争議実情調査件数（全労委）は1,292件（20年1,300件）で、20年に比べ8件減少した。20年からの繰越136件を含む係属1,428件（同1,466件）の終結状況は、労働争議解決1,029件・72.1%（同1,119件・76.3%）、調査打ち切り212件・14.8%（同200件・13.6%）、調整事件又は不当労働行為事件に移行したものが13件・0.9%（同11件・0.8%）となっている（第38表、巻末統計表第20表参照）。

第38表 労働争議実情調査の終結状況（全労委）

（単位：件）

年	終 結 状 況					
	計	あっせん移行	調停移行	争議解決	調査打ち切り	その他
17	1,488	15	0	1,334	139	0
18	1,380	7	0	1,215	156	2
19	1,316	5	1	1,126	181	3
20	1,330	9	0	1,119	200	2
21	1,254	10	2	1,029	212	1